

# 税金の滞納処分を強化しています！

## ◆十二月は県下統一滞納整理推進月間です。

町では、みなさまに納めていただいている税金を主な財源に、福祉や教育などのサービスを提供しています。

滞納は、財源不足と税の不公平感を生みだします。県と町は、さらに協力し、滞納処分を強化して、その解消に取り組みます。



### 税の滞納Q&A

**Q** 税を滞納していることは分かっているけれど、他に借金があって税金が納付できない。

**A** いろんな事情もあるでしょうが、『税金はすべての債務に優先する』と地方税法第十四条で定められています。つまり、借金より税金納付が優先されなければなりません。

**Q** 延滞金は、どれくらいの割合で計算されるのですか？

**A** 地方税法の規定により、平成28年度の延滞金は基本的に年9・1%の割合で計算されます。

**Q** 事前連絡や承諾なしに財産が差し押さえられた。こんなことが許されるの？

**A** 国税徴収法では、納期限を過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の『差押えをしなければならぬ』とされています。

この場合、本人に対して事前の連絡や同意は必要ありません。

しかし、あくまでも自主納付が原則ですので、督促状や催告状で早期の納税をお願いしています。それでもなお納税されなかった場合には、税の公平を保つために、財産の差し押さえ処分を行います。

**Q** 勝手に個人の口座を調べるなどの財産調査はプライバシーの侵害ではありませんか！

**A** 滞納すると、国税徴収法に基づき、徴税吏員にはすべての財産に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける金融機関や滞納者の勤務先、取引先は調査に協力しなければならなくなり、個人情報保護法に触れることはありません。

**Q** 滞納額が小額だから差し押さえられることはありませんよね？

**A** 滞納に多い少ないはありません。小額であっても滞納に変わりはありませんので、財産調査を行い財産が見つければ滞納処分を行います。

### 滞納処分の流れ

#### ① 納期限を過ぎる

\* 納期限を過ぎると延滞金もおさめることとなります。延滞金は、納期限の翌日から計算されます。

\* 平成28年度の延滞金の利率は、最初の一か月は年利2.8%、それを過ぎると年利9.1%になります。

\* 延滞金は、1,000円を超えた時点から納めることとなります。

#### ② 督促状の発送

\* 納期限を過ぎた後、20日以内に督促状を発送し、その後10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差押えをしなければならぬとされています。

#### ③ 財産調査

\* 照会先は法務局、勤務先、取引先、金融機関、保険会社等  
\* 法律に基づき本人への事前了承を必要とせずに行われます。

#### ④ 差押え

\* 財産調査で明らかになった預貯金、不動産など様々な財産が差押えられます。

\* 預貯金は、差押えられた金額を引き出せなくなります。  
\* 不動産は、差押えられた旨が登記簿に記載され、町はいつでも公売(売却)ができる状態になります。

#### ⑤ 換価(現金化)・取立

\* 差押え財産をお金に換え、滞納分に充当します。  
\* 捜索によって取り立てた動産をインターネット公売等で売却し、代金を税金に充当します。  
\* 預貯金や生命保険がある場合、銀行や保険会社に対して取立てます。

#### 問合せ

町民税務課 Tel 47-80014  
福井県総務部税務課納税推進室  
Tel 0776-20-0515